

令和7年度防府市成年後見センター運営協議会 会議録（要旨）

■開催日時・場所

令和8年3月5日(木) 午後3時30分から午後5時00分まで
防府市役所本館2階共用会議室A, B, C

■次第

- 1 あいさつ（防府市福祉部長）
- 2 会長選任
- 3 議事
 - (1) 防府市の成年後見制度の現状について
 - (2) 防府市成年後見センターの活動報告
 - (3) 意見交換
 - (4) その他

■出席者名簿（敬称略）

所属団体名	役職	氏名
いたむら法律事務所	代表	板村 憲作
原医院	院長	原 伸一
合同会社 結い後見事務所	代表社員	讃井 康一
防府市民生委員・児童委員協議会	理事	高橋 実
ケアプランセンターたかぎ	管理者	蓮住 さつき
防府北地域包括支援センター	センター長	上野 綾乃
(オブザーバー) 山口家庭裁判所	主任書記官	大藤 達也

※欠席者

(委員)

やまぐち中央事務所 代表社員 松井 成夫
ゆめサポート相談所 管理者 竹原 啓

■会議録

防府市成年後見センター運営協議会要綱第4条第6項の規定により本協議会が成立していることを報告する。同要綱第5条の規定により本会議を公開し、要約した会議録を公表する。

福祉部長あいさつ

防府市成年後見センターは、令和3年4月に防府市社会福祉協議会に開設し、今年度で5年目となります。成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度の普及、啓発及び様々な方からの相談に応じてきたところでございます。

現行の成年後見制度は、平成12年に施行され、判断能力が不十分な人々の権利を擁護し

生活を支えるための基盤として重要な役割を果たしてきましたが、様々な課題があり、見直しに向けた検討会が行われ、令和8年2月12日、「民法等の改正に関する要綱案」が法制審議会において承認されたところです。より一層「本人中心の制度」へと再構築されたことから、成年後見センターをはじめ、支援体制の整備が今後ますます重要となると考えております。

本日の運営協議会では、成年後見制度利用促進のための市の取組及び成年後見センターの実績報告をさせていただき、現状及び課題等について情報共有を図ることとしております。また、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、忌憚のない御意見をいただければと思います。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議事（防府市成年後見センター運営協議会要綱第4条第5項により会長が進行）

議事1 防府市の成年後見制度の現状について

【事務局説明】

資料1に基づき、防府市の高齢者や障害者を取り巻く現状、成年後見制度の利用者数や申立て件数の推移、成年後見センターの体制・機能、関係機関との連携等について説明。

——— 質疑・応答 ———

(A委員)

障害者保健福祉手帳において、認知症で取得している方の割合がわかれば教えていただきたい。

【事務局】

手帳で認知症と判断することは難しいが、数パーセントは該当すると考えられる。また、認知症の方がすべて手帳を取得されているのではない。

(会長)

先ほどの説明に関して追加で確認したい。市長申立てで障害が高齢に比べ少ない理由の要因はどのように考えているか。

【事務局】

障害者のお若いときは家族や兄弟が対応されているが、50代、60代になると家族等が年齢を重ねて対応が難しくなると推測している。

議事2 防府市成年後見センターの活動報告

【事務局説明】

資料2に基づき、成年後見センターの広報・啓発、支援方針会議の開催、相談受付の状況、

相談事例等について説明。

(B委員)

申し立ての件数が増え内容も複雑化しているが、支援体制の変化があったか。

【事務局】

支援体制は変わっていません。

(A委員)

申し立ての支援を依頼する場合、お手伝いをしていただけか。

【事務局】

時間はかかるが一緒に作成した例があるが、兼務なので緊急に来られると対応できない場合があります。

議事3 成年後見制度の見直し について

【事務局説明】

資料3に基づき、成年後見制度の主な見直しについて説明。

(A委員)

報酬助成について、監督人は対象なのか。

【事務局】

後見人、保佐人及び補助人のみ対象であり、監督人は対象外である。

【閉会】
